

1 趣旨

■「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（子ども・子育て支援法整備法）により、児童福祉法第34条の8の2が新設され、市町村は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならないこととされた。

■市町村が条例を定めるに当たっては、放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数については厚生労働省令で定める基準に従い定めるもの（従うべき基準）とし、その他の事項については、厚生労働省令で定める基準を参酌するもの（参酌すべき基準）とされた。

2 現行の放課後児童健全育成事業について

(1) 放課後児童クラブガイドライン

■平成19年10月 厚生労働省が「放課後児童クラブガイドライン」を策定
○放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の質の向上を図ることを目的としているものであるが、各クラブの運営の多様性から、「最低基準」という位置づけではなく、放課後児童クラブを運営するに当たって必要な基本的事項を示し、望ましい方向を目指すもの。
○市町村においては、各放課後児童クラブの運営状況を定期的又は随時に確認し、必要な指導・助言を行う等、質の向上を図るとともに、待機児童の解消や適正規模の確保に努めることとしている。

(2) ガイドラインの主な内容

■対象児童 保護者が労働等により風間家庭にいない小学校1～3年に就学している児童、その他健全育成上指導を要する児童（特別支援学校の小学部の児童及び小学校4年生以上の児童）も加えることができる。

※子ども・子育て支援法整備法に基づく改正児童福祉法の規定により、放課後児童健全育成事業とは、「小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により風間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業」とされ、「おおむね10歳未満」とされていた対象児童の年齢が拡大された。

■規模 放課後児童クラブにおける集団の規模については、おおむね40人程度までとすることが望ましい。また、1放課後児童クラブの規模については最大70人までとすること。

■開所日等 開所日、開所時間については、子どもの放課後の時間帯、地域の実情や保護者の就労状況を考慮して設定すること。
土曜日、長期休業期間、学校休業日等については、保護者の就労実態等を踏まえて8時間以上開所すること。

■施設・設備 児童のための専用の部屋または間仕切り等で区切られた専用スペースを設け、生活の場としての機能が十分確保されるよう留意すること。
子どもが生活するスペースについては、児童1人あたりおおむね1.65㎡以上の面積を確保することが望ましい。なお、子どもが体調の悪い時などに休息できる静養スペースを確保すること。

■職員体制 放課後児童クラブには放課後児童指導員を配置すること。放課後児童指導員は、児童福祉施設最低基準第38条に規定する児童の遊びを指導する者の資格を有する者が望ましい。

■その他
○放課後児童指導員の役割と指導員が行う活動の内容
○保護者への支援・連携
○学校との連携
○関係機関・地域との連携
○安全対策（事故やケガの防止と対応、衛生管理、防災・防犯対策、来所・帰宅時の安全確保）
○特に配慮を必要とする児童への対応
○事業内容等の向上について
○利用者への情報提供等
○要望・苦情への対応

3 政省令で示されている放課後児童健全育成事業の基準について

(1) 放課後児童健全育成事業に従事するもの及びその員数（従うべき基準）

■放課後児童健全育成事業に従事する者について、以下の内容等を定める。
○放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員（有資格者）を置かなければならない。
○放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とし、うち1人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。）を持ってこれに代えることができる。
○放課後児童支援員は、次のいずれかに該当するものであって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。

- ・保育士 ・社会福祉士 ・高等学校を卒業した者等であって2年以上児童福祉事業に従事したもの
- ・教員免許を有する者 ・大学・大学院で社会学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- ・高等学校を卒業した者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの

○放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。（利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない）

■経過措置

○施行日から平成32年3月31日までの間は、放課後児童支援員の資格について、「都道府県知事が行う研修を修了した者」に、平成32年3月31日までに修了することを予定している者を含めること

(2) その他の基準（参酌すべき基準）

■放課後児童健全育成事業の一般原則

○事業を利用している児童（以下「利用者」という。）の人権への配慮、人格の尊重
○地域社会との交流及び連携、児童の保護者及び地域社会に対する運営内容の説明
○運営の内容についての自己評価、結果の公表
○放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童健全育成事業所」という。）の構造設備
○軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な整備の設置、非常災害に対する具体的計画の策定、訓練の実施等

■職員的一般要件

○健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならないこと
○常に自己研鑽に励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならないこと
○放課後児童健全育成事業者の職員に対する研修機会の確保

■設備関係

○遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画（以下「専用区画」という。）、支援の提供に必要な設備及び備品等の設置
○専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65㎡以上でなければならないこと
○専用区画並びに設備及び備品等は、開所時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育成事業のように供するものでなければならないこと（児童の支援に支障がない場合は、この限りではない。）
○専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならないこと

■職員関係

○支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数（児童の集団の規模）は、おおむね40人以下とすること

■その他の運営基準

○利用者の国籍、信条又は社会的身分による差別的取り扱いの禁止
○職員の利用者に対する虐待等の禁止

■その他の運営基準（続き）

- 利用者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水についての衛生管理
- 感染症又は食中毒の発生、まん延の防止
- 必要な医薬品その他の医療品を備え、管理すること
- 放課後児童健全育成事業者ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規定を定めること
 - ・事業の目的及び運営の方針
 - ・職員の職種、員数及び職務の内容
 - ・開所している日及び時間
 - ・支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額
 - ・利用定員
 - ・通常の事業の実施地域
 - ・事業の利用に当たっての留意事項
 - ・緊急時等における対応方法
 - ・非常災害対策
 - ・虐待の防止のための措置に関する事項 等
- 職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿の整備
- 職員の秘密の漏えいの禁止等
- 利用者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口の設置等
- 市町村から指導又は助言を受けた場合の必要な改善
- 社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査への協力
- 開所時間について、小学校の授業の休業日については1日につき8時間以上、小学校の授業の休業日以外の日については1日につき3時間以上を原則として、その地方における児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了時刻その他の状況を考慮して、放課後児童健全育成事業所ごとに定めること
- 開所日数について、1年につき250日以上を原則として、その地方における児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況を考慮して、放課後児童健全育成事業所ごとに定めること
- 保護者との密接な連絡（利用者の健康及び行動を説明するとともに、支援の内容及びつき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならないこと）
- 市町村、児童福祉施設、利用者の通学する小学校等関係機関と密接に連携した支援
- 事故が発生した場合の市町村、保護者等への連絡等
- 賠償すべき事故が発生した場合の損害賠償

4 川崎市における放課後児童健全育成事業について

(1) 放課後子どもプランについて

■平成19年度に、国は文部科学省の「放課後子ども教室」と厚生労働省「放課後児童クラブ」を一体的あるいは連携して実施する総合的な放課後対策である「放課後子どもプラン」を創設した。

【国庫補助基準における両事業の実施要件】

	放課後子ども教室	放課後児童クラブ
事業の対象	地域の子ども全般	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童
事業の趣旨	地域の方々の参画を得て、子どもたちに学習や様々な体験・交流活動の機会を定期的・継続的に提供する。	授業の終了後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、児童の健全な育成を図る。
実施場所	基本的には小・中学校等の学校施設を活用(地域の実情に応じて公民館等の社会教育施設等も活用)	小学校の余裕教室や小学校敷地内の専用施設の他、児童館、保育所や団地の集会室などの社会資源を活用 ※同じ建物内で放課後子ども教室を実施する場合は放課後児童のために間仕切り等で区切られた専用スペース又は専用部屋を設けること
開所日・開所時間	原則として年間250日未満、1日あたり4時間以内(休業日等で特に必要な場合には8時間以内)	地域の実情等を考慮し、年間250日以上開所すること。開所時間は1日平均3時間以上とすること。長期休暇期間などについては原則として1日8時間以上開所。



(2) わくわくプラザについて

■事業の位置づけ

○川崎市においては、全児童を対象とした「わくわくプラザ事業」を平成15年度から実施している。

○平成19年度に国が創設した「放課後子どもプラン」にわくわくプラザ事業を位置づけて、文部科学省の「放課後子ども教室」と厚生労働省の「放課後児童クラブ」を一体的に運営している。

■目的

○すべての小学生を対象に、保護者の就労のいかんに関わらず、放課後の児童の安全な居場所の確保と、地域の人々との関わりを求め、児童も大人もともに生き、ともに育ち合う場を創造することを目的とする。

■施設数と開設場所

○施設数：113か所（市立小学校113校内）

○開設場所：学校内に整備したわくわくプラザ室を活動の拠点として、小学校の状況により、校庭、体育館及びその他利用可能な施設を利用して開設している。
（わくわくプラザ室：鞆置場、児童の居場所及び事務スペース等を設置）

■開設日と開設時間

○開設日：祝日及び年末年始（12月29日から1月3日）を除く月曜から土曜日まで

○開設時間：授業のある日は授業終了後から午後6時まで

土曜日、長期休業日、開校記念日等は午前8時30分から午後6時まで

（月曜日から金曜日の午後6時から7時まで「子育て支援・わくわくプラザ事業」として、わくわくプラザ事業の指定管理者等に事業実施委託）

■対象児童

○開設場所の小学校に在学または学区内に在住する、小学校1年生から6年生までのすべての児童

■年間延べ利用人数と定期利用人数

利用者	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
年間延べ利用人数	1,572,516	1,485,435	1,535,816	1,577,534	1,649,391
うち定期利用人数	823,905	841,040	886,436	924,868	983,948
定期利用率	52.4%	56.6%	57.7%	58.8%	59.7%